

平成18年12月20日 施行  
平成20年 4月25日 一部改正

## 羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 会則

### (名 称)

第1条 本会は、「羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会」と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、羽田再拡張D滑走路建設工事に使用する山砂の運搬に関し、千葉県、千葉県警察、木更津市、市原市、君津市、富津市、袖ヶ浦市、国土交通省関東地方整備局（以下、「関東地整」と言う。）、同省関東運輸局千葉運輸支局、羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体（以下、「D滑走路JV」と言う。）および羽田空港山砂納入安全協議会（以下、「協議会」と言う。）が相互に連携し、安全かつ環境に配慮した山砂の運搬に資することを目的とする。

### (委 員)

第3条 本会は、別紙委員をもって構成する。なお、委員を交代する場合は、遅滞なく本会に報告しなければならない。

### (会 議)

第4条 本会は、協議の必要な事案が生じた場合に隨時開催する。

2 本会の招集は、事務局が千葉県と調整の上行う。

### (業 務)

第5条 本会は、次の事項について協議するとともに、その結果に基づき協議会を指導する。

- 1) 運搬ルール／ルート
- 2) 交通安全対策
- 3) 環境・道路保全対策
- 4) クレーム処理
- 5) その他（地域社会への貢献等）

2 本会の業務範囲は、山砂の採取場からストックヤードへの運搬および仮置、岸壁における土砂運搬船への積み込みまでとする。

### (事務局)

第6条 本会の事務局は、関東地整、D滑走路JVおよび協議会に置き、相互に連携して会員相互および関連団体との連絡調整、会議の運営、その他庶務全般を行う。

2 関東地整の事務局は、東京都大田区羽田空港3-3-1に置く。

3 D滑走路JVの事務局は、東京都江東区青海2丁目地先、中央防波堤外側埋立地（その1）に置く。

4 協議会の事務局は、木更津市潮見4-18-8に置く。

### (会則の改廃)

第7条 この会則の改廃は、委員による会議の決議による。

羽田再拡張D滑走路建設工事山砂安全連絡会 委員

千葉県 総務部 南房総県民センター所長  
千葉県 環境生活部 環境政策課長  
同 同 大気保全課長  
同 同 生活・交通安全課長  
同 商工労働部 保安課長  
同 同 企業立地課長  
同 県土整備部 次長  
同 同 県土整備政策課長  
同 同 技術管理課長  
同 同 道路環境課長  
同 同 港湾課長  
同 同 千葉地域整備センター 市原整備事務所長  
同 同 同 千葉港湾事務所長  
同 同 君津地域整備センター所長  
同 同 君津地域整備センター 木更津港湾事務所長

千葉県警察本部 交通部 交通企画課長  
同 同 交通指導課長  
同 同 交通規制課長  
同 同 高速道路交通警察隊長  
千葉県警察 木更津警察署長  
同 君津警察署長  
同 富津警察署長

木更津市 企画部長  
同 土木部長  
市原市 環境部長  
同 土木部長  
君津市 経済部長  
同 建設部長  
富津市 経済環境部長  
同 建設部長  
袖ヶ浦市 環境経済部長  
同 土木部長

関東地方整備局 東京空港整備事務所長  
同 港湾空港部 港湾空港企画官

関東運輸局 千葉運輸支局長

東日本高速道路（株）関東支社 東京湾アクアライン管理事務所長

羽田再拡張D滑走路建設工事共同企業体 現場代理人  
同 工事長

羽田空港山砂納入安全協議会 会長  
同 活動実行委員長